

2021年2月5日
株式会社NTTドコモ
NTTファイナンス株式会社

会社分割(簡易分割)に関するお知らせ

株式会社NTTドコモ(本社:東京都千代田区、代表取締役社長:井伊 基之、以下「NTTドコモ」とNTTファイナンス株式会社(本社:東京都港区、代表取締役社長:坂井 義清、以下「NTTファイナンス」)は、NTTドコモは2021年1月28日開催の取締役会、NTTファイナンスは2月5日開催の取締役会において、下記の通り、2021年3月31日を効力発生日として、吸収分割(以下、「本件分割」)により、株式会社NTTドコモの社債に係る資産及び債務(これらに関連する契約その他の権利義務を含む。)をNTTファイナンス株式会社に承継させ、NTTファイナンス株式会社はこれを承継することといたしましたのでお知らせいたします。

なお、NTTドコモは、2020年12月24日付プレスリリース「当社株式の上場廃止のお知らせ」にてお知らせいたしました通り、2020年12月25日をもって上場廃止となっております。また、2020年12月29日をもって日本電信電話株式会社(本社:東京都千代田区、代表取締役社長:澤田 純、以下「NTT」)はNTTドコモの株式の全てを取得しており、NTTドコモはNTTの完全子会社となっております。

記

【本件分割の目的】

本件分割は、NTTドコモが発行した社債に係る一切の権利義務をNTTファイナンスが承継することにより、NTTドコモにおいては社債を保有することで生じる実務負担を軽減すること、NTTファイナンスにおいては本件分割を通じてNTTグループを代表する発行体としての位置付けを高めることによりグループファイナンス機能を強化することを企図しております。

本件分割により、NTTドコモは発行した社債に係る債務から免責される一方、NTTファイナンスは当該社債の新たな債務者となる予定です。NTTドコモの社債を保有する社債権者の皆様におかれましては、効力発生後、NTTファイナンスを債務者とする社債の社債権者となることについてご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、NTTドコモの社債は、本件分割によりNTTファイナンスが債務者となることに伴い、本件分割の効力発生日後にNTTファイナンスの社債として格付けが付与される見込みです。NTTドコモ及びNTTファイナンスの社債は、2021年2月5日現在、いずれも日本格付研究所(JCR)よりAAA、スタンダード&プアーズ(S&P)よりAの債券格付けが付与されており、NTTドコモとNTTファイナンスのこれらの

債券格付けは同等です。加えて、NTTドコモとNTTファイナンスはいずれもNTTの完全子会社になったことにより、NTTグループとして一体的に事業が運営されます。NTTドコモの社債がNTTファイナンスへ承継された後も、NTTグループ全体の信用力に基づき元利金の返済が行われるため、NTTドコモの社債を保有する社債権者の皆様から十分に理解を得られると考えております。

また、NTTファイナンスが新たな債務者となることに伴い、社債名称を以下の通り変更いたします。

<旧社債名称>	<新社債名称>
株式会社 NTTドコモ 第20回無担保社債 (社債間限定同順位特約付)	NTTファイナンス株式会社 第19回無担保社債 (社債間限定同順位特約付) (旧株式会社 NTTドコモ第20回債)

本件分割は、関連する法令や諸規則等に従って適法に処理を行う予定ですが、債務者の変更により、NTTドコモの社債の継続保有が困難となる社債権者の皆様におかれましては、2021年3月22日までに、下記のお問合せ先までご照会をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上

【社債権者様からの問合せ先】

株式会社 NTTドコモ 財務部 ファイナンス担当

Tel.03-5156-1333

NTTファイナンス株式会社 財務部 グループファイナンス部門

Tel.03-6455-8866

【報道機関からの問合せ先】

株式会社 NTTドコモ広報部

Tel.03-5156-1366

NTTファイナンス株式会社 経営企画部 広報部門

Tel.03-6455-8908